

## 登米市ごみ処理施設運転管理業務公募型プロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、登米市ごみ処理施設運転管理業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な手続等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）とは、業務の受託に関し提案を希望する事業者を募り、当該事業者から提出された業務提案書に関し、ヒアリングを実施した上で、業務に対する意欲、技術的能力等の審査を行い、価格審査結果と合わせた総合評価により、本業務の履行に最も適していると認められる者を特定する方式をいう。

### (本業務の目的)

第3条 本業務は、登米市ごみ処理施設（エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設、第1・第2最終処分場、第1・第2浸出水処理施設をいう。）の運転管理を委託して、民間事業者の有する専門的な施設管理技術を活用することにより、施設の効率的かつ適正な運転管理を実現することを目的とする。

### (業務の範囲)

第4条 受託者が実施する業務の範囲は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 計量受付業務
- (2) 運転管理業務
- (3) 機器保守点検業務
- (4) 施設環境整備業務（管理棟、施設敷地含む）
- (5) 水質管理業務
- (6) 搬入業者及び一般搬入者への対応指導業務
- (7) 施設見学者及び地域住民への対応支援業務
- (8) その他付帯業務

### (参加資格要件)

第5条 プロポーザルへ参加を申し込む事業者（以下「参加申込事業者」という。）に必要とされる参加資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内事業者との特定業務委託共同企業体（以下「共同企業体」という。）での参加とする。
  - ア 事業者間で共同企業体協定書（様式第1号）に準じた協定を締結していること。
  - イ 代表事業者を定めていること。この場合、構成員の中で出資割合が最も大きい者を代表事業者とすること。
  - ウ 共同企業体の構成員は、次号のア～オに掲げる要件を満たしていること。また共同企業体のうち、1事業者は市内に本店を有すること。
  - エ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の次に掲げる構成員数に応じた割合以上でなければならない。
    - ① 2社の場合 30パーセント
    - ② 3社の場合 20パーセント
    - ③ 4社の場合 15パーセント
    - ④ 5社以上の場合 10パーセント

(2) その他の参加資格要件

- ア 登米市から指名停止処分を受け、公告日に指名停止中でないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当するものでないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- エ 日本国内において、ごみ焼却処理能力（70 t /24h）及び発電能力（700 k w）以上の一般廃棄物処理施設の運転管理業務実績が3年以上あること。
- オ 次に掲げる有資格者を配置できること。
- ① ごみ処理施設技術管理者（ごみ処理施設） 1名以上
  - ② ごみ処理施設技術管理者（最終処分場） 1名以上
  - ③ ボイラータービン主任技術者（第2種以上） 1名以上
  - ④ ボイラー技士（1級以上） 1名以上
  - ⑤ クレーン特別教育修了者 1名以上
  - ⑥ 危険物取扱主任者乙種（第4類） 1名以上
  - ⑦ 第2種酸素欠乏危険作業主任者 1名以上
  - ⑧ ダイオキシシン類特別教育修了者（焼却施設に関する特別教育） 1名以上
  - ⑨ ホイールローダ等運転技能講習終了者 1名以上
  - ⑩ フォークリフト運転技能講習修了者 1名以上
  - ⑪ その他業務の履行上法令で定められた資格者

（参加申込事業者の公募）

第6条 参加申込事業者の公募は、登米市ホームページ掲載により行う。

（業務提案書等の提出）

第7条 業務提案書を提出しようとする参加申込事業者は、業務提案書に先立ち、業務提案書提出意思表明書（様式2号）に次に掲げる書類を添付し、別に定める期限までに市長に提出しなければならない。

(1) ごみ焼却処理能力（70 t /24h）及び発電能力（700 k w）以上の一般廃棄物処理施設の「管理運転業務実績」及び「修繕実績」（様式は任意。受託業務名、委託者、契約金額、履行期間、受注形態及び業務概要を記載のこと。）

(2) 有資格者名簿並びに証明する書類（採用予定者可）

(3) 共同企業体協定書

2 市長は業務提案書提出意思表明書の提出に対し、参加資格の適否の確認を行い、その結果を業務提案書提出意思表明書の提出期限から7日以内に参加資格確認通知書（様式第3号）を通知するものとする。この場合において、参加資格を有すると認められなかった者については、その理由を付する。

3 前項の規定により参加資格を有すると認められた者（以下「参加事業者」という。）が提出する業務提案書の構成内容は、次のとおりとする。

(1) 業務実施および体制

(2) 運転管理および維持管理

(3) 業務受託見積書及び見積内訳書

4 市長は、参加事業者に対し、期間を定めて、業務提案書の作成に必要な資料等を閲覧させ、又は貸与することができる。

- 5 前項に規定する資料等の閲覧、貸与及び返還の場所及び各書類の提出場所は、登米市クリーンセンターとする。
- 6 業務提案書の体裁は、次のとおりとする。
  - (1) 原則としてA4版とする。また、電子記録媒体による提出は認めない。
  - (2) 表紙（様式第4号）の次頁に目次を付し、各頁には頁番号を付すものとする。
- 7 業務提案書は、持参するものとする。

（質問書の受付）

- 第8条 参加事業者は、業務提案書の作成に当たって疑義のあるときは、質問書（様式第5号）を提出することができる。ただし、質問書は、別に定める期限までに提出しなければならない。
- 2 質問書の提出方法は、電子メール又は市長が指定するファックスとする。
  - 3 市長は、参加事業者から第1項の規定による質問書の提出を受けたときは、参加事業者全員に対し回答するものとする。

（プロポーザルの途中辞退）

- 第9条 参加事業者は、いつでもプロポーザルの参加を辞退することができる。
- 2 プロポーザルの辞退は、登米市ごみ処理施設運転管理業務公募型プロポーザル参加辞退届（様式第6号。以下「辞退届」という。）を市長に提出して行うものとする。
  - 3 辞退届の提出方法は、持参とする。
  - 4 第7条第4項の規定により業務提案書等の作成に必要な資料等を貸与されている場合は、辞退届の提出と併せて速やかに市長へ返還するものとする。

（業務提案書の審査及び審査基準）

- 第10条 業務提案書の審査は、登米市ごみ処理施設運転管理業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。
- 2 前項の審査は、参加事業者に対するヒアリングを実施した上で、事前に公表している評価基準に基づいて行うものとする。
  - 3 選定委員会は、最も優れた業務提案を行った参加事業者を受託候補者として選定するとともに、以下次順位者を選定する。

（受託候補者への通知）

- 第11条 市長は、選定委員会の審査に基づき受託候補者を決定し、その旨を、当該受託候補者に対し、公募型プロポーザル受託候補者選定結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（選定結果の通知）

- 第12条 市長は、受託候補者に選定されなかった参加事業者（以下「非選定事業者」という。）に対し、公募型プロポーザル選定結果通知書（様式第8号）により通知するものとする。
- 2 非選定事業者は、市長に対し、非選定となった理由の説明を求めることができる。なお、当該要求は、別に定める期限までに書面をもって行うものとする。
  - 3 市長は、前項の要求を受けた場合に限り、当該要求した非選定事業者に対してのみ非選定理由を書面で交付するものとする。
  - 4 非選定理由の説明要求書の提出方法は持参又は郵送とする。

（受託候補者の取消し）

- 第13条 市長は、次に掲げる事由が契約締結前に生じた場合は、受託候補者の決定を取り消すこと

ができる。

- (1) 参加申込書及び業務提案書の作成に関して不正行為が認められた場合
- (2) 指名停止となった場合

(次順位者との交渉)

第14条 市長は、受託候補者が委託契約を履行できない何らかの事由が発生した場合、選定において次順位以下となった参加事業者のうち、順位が上位であった者から本業務について交渉を行うことができる。

(庶務)

第15条 事業者の募集及び選定に係る庶務は、登米市環境事業所クリーンセンターにおいて処理する。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月28日から施行する。

## 登米市ごみ処理施設運転管理業務プロポーザル実施事項

登米市ごみ処理施設運転管理業務公募型プロポーザル実施要領第16条の規定に基づき、本業務の概要及びプロポーザルの事務手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

1 業務の名称 登米市ごみ処理施設運転管理業務

2 業務の内容

業務の内容は、「1. 登米市ごみ処理施設運転管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)、 「2. 登米市ごみ処理施設運転管理業務特記仕様書」(以下「特記仕様書」という) のとおりとし、各々相互に補完するものとする。ただし、仕様書、特記仕様書の中に相違がある場合、その優先順位は次の(1)から(3)の順序とする。

(1) 質問回答書 (本実施事項 6 ウによるもの)

(2) 特記仕様書

(3) 仕様書

3 委託上限額 1,656,000,000円 (消費税及び地方消費税抜き)

4 履行期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日

5 委託準備期間

業務の契約日から令和6年4月1日までは、委託準備期間とする。原則として、当該準備期間に係る経費等は、受託事業者の負担とする。

6 プロポーザルのスケジュール (予定)

プロポーザルによる選定は、以下のスケジュールに従って行う。ただし、業務の都合によりスケジュールを変更する場合は、別途通知するものとする。

(1) 実施の公表	令和5年10月17日 (火)
(2) 募集要領配布、仕様書、特記仕様書閲覧期間	令和5年10月17日 (火) ～令和5年11月14日 (火)
(3) 質問書の受付期間	令和5年10月17日 (火) ～令和5年11月14日 (火)
(4) 質問書に対する回答日	令和5年11月21日 (火)
(5) 参加表明書の受付期間	令和5年10月17日 (火) ～令和5年11月28日 (火)
(6) 参加資格の通知	令和5年12月5日 (水)
(7) 業務提案書の受付期間	令和5年12月6日 (水) ～令和5年12月13日 (水)
(8) 選定委員会 (プレゼン・ヒアリング)	令和6年1月中旬
(9) 審査結果の通知	令和6年1月中旬
(10) 見積合わせ	令和6年1月下旬
(11) 契約締結	令和6年1月下旬

各手続きに当たっては、次のことに注意すること。

- ア 手続きの受付時間は、午前9時から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）とする。
- イ 業務提案書作成に係る質問書の提出方法は、電子メール又は指定のファックス（FAX 0225-76-0103）とする。ただし、ファックスの場合は、送信後に登米市環境事業所クリーンセンター管理係（TEL0225-76-0102）まで電話連絡し、必ず受信の確認を行うこと。
- ウ 業務提案書作成に係る質問書に対する回答は、参加事業者全員にファックス等で回答する。
- エ プロポーザルの参加に伴う業務提案書等の作成及びヒアリング等に係る全ての経費は、参加事業者の負担とする。

## 7 業務提案書、業務受託見積書及び見積内訳書の提出

- (1) 業務提案書の提出期限は、令和5年12月13日（水）午後5時必着とする。
- (2) 業務提案書の提出部数は、10部とする。なお、提出された業務提案書は返却しない。

## 8 業務提案書に関するヒアリング

- (1) 業務提案書の提出後、参加事業者毎にヒアリングを実施する。ヒアリングの日時は、改めて通知する。
- (2) ヒアリングに参加できる人数は、3人までとする。出席予定者の役職・氏名を業務提案書の提出時に報告すること。
- (3) ヒアリングは、提出された業務提案書に基づいて行うものとし、業務提案書に添付されていない新たな資料等の提出はできないこととする。
- (4) ヒアリングの順番は、業務提案書の提出順とする。
- (5) ヒアリングの所要時間は、1事業者あたり45分程度とする。時間配分は、説明及びプレゼンテーション30分程度、質疑応答15分程度とする。
- (6) ヒアリングには、選定委員会の委員及び事務局が出席する。

## 9 業務提案書作成要領（記載内容）

### (1) 業務実施および体制

#### ア 運営管理体制

- ① 本施設の効率的かつ安全で最適な運営維持管理が可能な実施体制
- ② 配置する従業員の経験年数及び取得資格

#### イ 業務実績

- ① 本施設と同種同規模以上における運転管理業務実績

#### ウ 業務開始までの準備および業務終了時の引継ぎ

- ① 契約から本稼働までの人員確保、運転業務習得の方法および研修期間の考え方
- ② 業務の引継ぎ、契約期間終了後の安定的な稼働に対する協力内容

#### エ 事業継続の安定性

- ① 会社概要および財務状況（直近3年間の財務諸表）
- ② 信用補完手段

#### オ 地元への配慮

- ① 市内雇用、市内業者活用および物品調達等による地域経済への貢献
- ② 地域社会との共生に向けての提案

### (2) 運転管理及び維持管理

#### ア 安定運転の維持

- ① 本施設に合った運転ノウハウの取得や安定運転を確保するための方策
- ② 従事者の技術力維持、向上のための方法
- ③ トラブル予防保全のための提案
- ④ ごみ質、ごみ量等の短期、長期の変動への対応

#### イ リスク対応能力

- ① 非常時における連絡体制や有資格者の確保等の危機管理計画
- ② 故障発生時における技術支援体制
- ③ 過去のリスク対応事例

#### ウ 技術力の確保

- ① 業務を遂行するうえで必要な有資格者および経験者の配置

#### エ 技術提案力

- ① 業務の効率化や安定性向上などの設備改善等や維持管理コストの低減に向けた提案
- ② 本業務における省資源、省エネルギー等への取り組み

#### オ 安全・作業環境対策

- ① 労働安全衛生や作業環境管理等、従事者の安全確保
- ② 労働災害被災時の対応方法及び災害防止対策
- ③ 「働き方改革」への取り組み

### 10 業務受託見積書及び見積内訳書

- (1) 業務受託見積書及び見積内訳書は、必ず業務提案書とは別冊に作成すること。
- (2) 業務受託見積書には、関係資料による業務量を基に見積金額の総額及び年度ごとの見積金額を記載し提出すること。また、見積内訳書には、人件費等を必ず明記した金額の内訳及び費用構成を記載すること。
- (3) 業務受託見積書及び見積内訳書には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

### 11 プロポーザルの審査基準

- (1) プロポーザルの審査は、別紙「登米市ごみ処理施設運転管理業務公募型プロポーザル審査評価基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、業務に対する理解度、業務提案書の的確性、業務経験及び実績、実施手順や業務体制、見積積算の妥当性等を基準として審査を行う。また、公共サービスの業務受託者として高い倫理観を持ち、災害や事故発生等の危機にも即応でき得る管理体制、市民サービス向上のための意欲的かつ優れた業務提案がなされているかという点も考慮する。
- (2) 業務提案書の配点は、別表のとおりとする。
- (3) 見積価格の評価点は、次の方法で算定する。  
価格評価点＝配点×最低提案見積額÷当該提案見積金額

### 12 プロポーザルの審査方法

- (1) 業務提案書及び提案内容に係るヒアリング並びに審査は、選定委員会が行う。
- (2) 選定委員会は、各選定委員の審査に基づき、合議により採点を行う。
- (3) 選定委員会は、最も優れた業務提案を行った参加事業者を受託候補者として選定する。

13 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒987-0353 宮城県登米市豊里町笑沢153-22

登米市環境事業所クリーンセンター

電話番号：0225-76-0102

FAX番号：0225-76-0103

E-mail：cleancenter@city.tome.miyagi.jp